

溶接ヒューム及び 塩基性酸化マンガンが 特定化学物質(第2類物質)に なります



令和3年4月1日から施行・適用

溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンについて、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、これらの物質は特定化学物質（第2類物質）として位置づけられました。

これにより、金属アーク溶接等作業及び「塩基性酸化マンガン」について健康障害防止措置として特定化学物質等作業主任者の選任や特殊健康診断及び作業環境測定等の実施が義務付けられることとなりました。

●特殊健康診断の実施

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う業務に従事する労働者に対して、雇入れ時または配置換えの際及びその後6か月ごとに1回、定期に規定の事項について健康診断を実施することが必要になります。

これまで金属アーク溶接等作業を行う者についてはじん肺法における「じん肺健康診断」の実施が必要でしたが、今回の改正で「溶接ヒューム」に係る「特殊健康診断」についても、定期に実施する必要があります。

1次健診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③マンガンをまたはその化合物によるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの測定

健康診断項目は「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」とともに従来の「マンガンを及びその化合物」に係る項目と基本的に同じです。



改正内容に関する通達・資料はこちら（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html



第49回

日本総合健診医学会 学術大会について

一般財団法人北陸予防医学協会 管理医師 山上 孝司

今年度の日本総合健診医学会は、新型コロナの影響で、ライブ配信とオンデマンド配信で実施されました。大会長は、日本赤十字社医療センターの小松淳子先生、メインテーマは、「予防医療と臨床の連携」でした。

7つの教育講演、7つのシンポジウムともそれぞれ興味深いものでしたが、私は「ストリート・メディカルー新しい医療のパラダイム」と銘打った、横浜市立大学の武部貴則先生の特別講演を大変興味深く聞きました。

武部先生は、2011年に横浜市立大学の医学部を卒業して、まだ10年しか経っていないにも関わらず、すでに横浜市立大学と東京医科歯科大学の教授、米国シンシナティ小児病院の准教授、スタンフォード大学の客員准教授として研究に従事しているとともに、2018年横浜市立大学の先端医科学研究センター内に、「ストリート・メディカル」の教育・研究の場として、「コミュニケーション・デザイン・センター」という全く新しいセンターを作られました。

ストリート・メディカルとは、武部先生の造語です。英語にはブック・スマートという言葉と、ストリート・スマートという言葉があり、前者は国家試験に合格したり、有名大学を卒業したりした、賢い人という意味で、後者は教育はないが、実体験を通じて知恵をつけている人という意味です。これまでの医療は、基礎医学、臨床医学、社会医学等の学問体系に基づいて、大学や病院を中心として発展してきました。一方現在は、様々な生活習慣病、ストレス関連疾患、新型コロナウイルスなど、私達をとりまく日々の生活様式が、多くの病気の発症や進展に大きな影響を与えています。衣・食・住・職環境から一般生活財の消費行動をより望ましいものにすること、すなわち町中（ストリート）が、これからの医療の実践の場ではないかと言うわけです。

そして町で生活しながら、自然と望ましい生活をとってしまうような環境を、デザイナーやコピーライターと協力しながら構築したいというのが先生の考えです。すでに、メタボ基準値を境に色が変わる「アラートパンツ」を開発したり、階段を上につれて水族館の様子が現れてくる「健康階段」を横浜シーサイドラインの駅階段に設置したりするなどしてきました。

このような武部先生の取り組みが全国に広がれば、自然に健康行動を取る人が増え、健康寿命の延伸や生活習慣病の重症化予防が実現できるのではないかと思います。なお、武部先生はストリート・メディカルについて「治療では遅すぎる」（日本経済新聞出版）という著書を出されています。



ALP及びLDHの測定方法と基準値等が変わります

一般財団法人北陸予防医学協会
管理医師 山上孝司

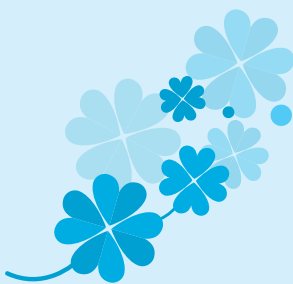
4月1日からALPとLDHの測定方法が変わり、基準値や要受診値も変わります。

この理由は、日本臨床化学会が決めた方針で、従来の日本独自の検査方法から、国際臨床化学連合が定めた検査方法に変わることに伴うものです。

その結果、基準値については、ALPが0～330U/Lから0～113U/Lに、LDH(LD)が0～210U/Lから0～222U/Lに変わります。また要受診値については、ALPが434U/L以上から140U/L以上になります。なおLDH(LD)の要受診値は従来と変更ありません。

この変更によって、ALPが従来の1/3の数値になりますので、注意が必要です。

ALPもLDH(LD)も労働安全衛生法の健診の必須項目ではないので、検査項目に入っていない事業所も多いと思いますが、ALPは肝疾患以外に甲状腺疾患や骨疾患でも高値となりますし、LDH(LD)は肝疾患以外に心臓疾患でも高値となることがあります。なおLDH(LD)は溶血しやすい女性の方においては、採血後の機械的操作中に溶血を起こし、見かけ上高値となる方もいらっしゃいます。



業務渉外課紹介

業務渉外課は富山健康管理センター内(富山市西二俣)に所属し、現在6名の業務職員にて、富山県内外の新規・既存のお客様への健診項目のプランニングや日程調整・お見積り・ご契約書の作成を中心に、日々業務に励んでおります。

日中は外出する機会が多く、事務所不在のこともありますが、当協会の企画調整課(2020年4月より新設)とも連携をとり、お客様にはレスポンスよく、どんなご用件についても早急にご対応できるよう進めております。

近年では、とやま健診プラザ(2018年7月オープン)の新設により、従来の健診に加え最新機種でのMRI検査をはじめとする、さまざまなオプション検査を追加されたいとのご要望も非常に多く、当協会のスローガンである「誠心誠意」をモットーに業務職員一同、皆様に安心、かつ、最善の健診内容をご提案できるよう、親切・丁寧な対応を心がけております。

また以前から、「健診のご予約」や「健診の結果」などお問い合わせの「電話が繋がりにくい…」とのお客様からの声があったことから、電話窓口対応:オートアテンダント(2020年11月～)を導入し、ダイレクトにお問い合わせの部門へお繋ぎできるよう改善いたしましたので、ぜひともご利用ください。

施設・巡回・企業様規模数・個人様に関わらず健診についてお悩み事などございましたら何でもご相談賜われます。

どうぞ今後とも、業務渉外課をよろしくお願いいたします。



巡回健診実施時の尿検査方法変更のご案内

平素より健康診断事業へご協力いただきありがとうございます。

令和3年4月より、巡回健診実施時の尿検査方法を変更いたします。

これまでは巡回健診の実施時に尿コップを使用して採尿し、検査を実施しておりましたが、今後は採尿器ハルンキットを使用し、ご自宅などで事前(健診当日)に採取した尿を健診実施時に受付にて提出していただく形に変更となります。

新型コロナウイルス感染対策のため混雑を避け、プライバシーに配慮した健診の実施を目的とした変更です。(一部、すでに使用している事業所様もございます)

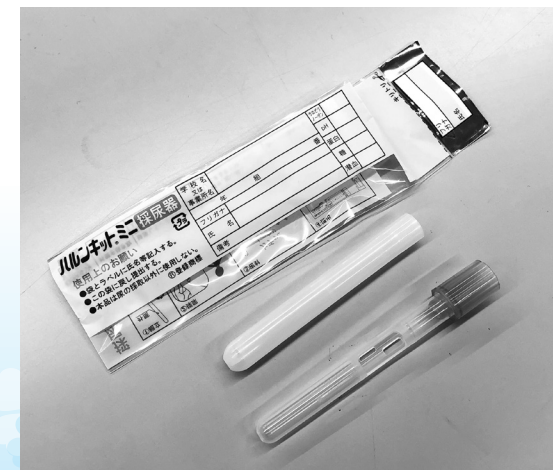
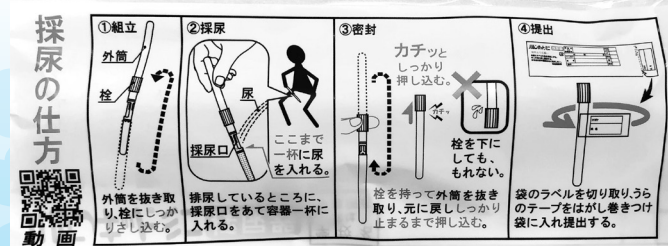
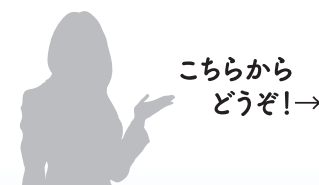
ただし、尿沈渣検査および特殊健康診断の有機溶剤・特定化学物質の代謝物検査におきましては、尿量の問題および有機溶剤・特定化学物質の取り扱い後の曝露状況を判断するため、従来どおり尿コップでの採尿をお願いいたします。(健診当日はスモモ・イチゴなどの果汁や同類の100%ジュースの飲用を控えてください)

※健診会場でのハルンキットによる採尿も対応いたします。(ハルンキットを忘れた場合は尿コップでの採取になります)
※施設健診につきましては、従来どおりの尿コップを使用した検査方法で変更はございません。

当協会の都合により大変恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、採尿器ハルンキットの使い方は以下のサイトより動画にてご確認ください。

URL <https://youtu.be/G0hTUjnW8cg>



新職員紹介 業務渉外課 金子芳生

このたび協会の職員として働かせていただくことになりました。

まだ不慣れなことがあり、ご迷惑をお掛けすること多いと思いますが、事業所の担当者様と良い関係を築けるように誠心誠意、業務を行って参りたいと思います。事業者様により良いご提案ができるよう日々勉強し頑張りますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

